

令和7年度沼津市立病院施設基準管理システム導入支援等契約候補者選定
公募仕様書

本仕様書は、沼津市（以下「本市」という。）が標記契約候補者を公募するにあたり必要とする基本事項について定めるものである。

1 要件

(1) システムに関すること

ア 施設基準管理

別紙1「施設基準管理要件」を満たすこと。

- (ア) 届出施設基準管理
- (イ) 施設基準情報の管理
- (ウ) 職員情報の管理
- (エ) 委員会の管理
- (オ) ダッシュボード、アラート機能
- (カ) 実績管理
- (キ) ベンチマーク
- (ク) 診療報酬改定
- (ケ) 新旧対照表
- (コ) 経過措置
- (サ) 疑義解釈
- (シ) 掲示物管理
- (ス) 院内研修情報管理
- (セ) 帳票出力

イ 動作環境

(ア) 動作環境

- ・クラウドで稼働するシステムであること
- ・通信はSSLによる暗号化通信（SSL証明書を取得していること）であること
- ・クラウドサーバ／アプリケーションの保護を行っていること
- ・ガイドラインに準拠したクラウドサービスを利用していること
- ・多段階認証によるログインが可能なこと
- ・ユーザのアクセスログ管理が可能なこと
- ・サーバのデータ容量は無制限であること

(イ) システム動作環境

クライアントPCの動作環境は以下とする

- ・OS : Windows10, 11 (32bit/64bit)

・ブラウザ：Google Chrome/Microsoft Edge

ウ ライセンス

- (ア) ユーザライセンスフリーであること
- (イ) ユーザに対しシステム上利用できる機能を選択・制限ができること
- (ウ) 管理者が利用ユーザの追加・編集・削除できること

エ サポート

- (ア) 問い合わせに際して施設基準管理の実務経験を有する専門家に相談可能なこと
- (イ) 問い合わせ内容は、実施状況を受けて随時更新されること
- (ウ) 問い合わせは電話、メール、問い合わせフォーム等で行えること
- (エ) 問い合わせ内容は、一次回答を含め5営業日以内に回答システム上又はメール等で確認できること
- (オ) 厚生労働省ホームページにおける診療報酬改定の各種文書および疑義解釈の公開など事務連絡に関するお知らせ通知をシステムにおいて確認できること
- (カ) 運用開始ならびに開始後に必要な操作説明会を開催すること
- (キ) 新たな機能追加、機能改善が行われる場合は、定例会やヘルプサイトを通じて適用内容の説明などを行うこと

オ 適時調査対応

- (ア) 厚生労働省が公表する「適時調査実施要領等」の文書データを閲覧できること
- (イ) 施設基準ごとに適時調査の対応状況を管理するステータスを選択できること
- (ウ) 厚生労働省の適時調査実施要領で公開されている「事前提出書類」、「当日準備書類」について、各項目がデータベース化され、画面上で内容の確認できること
- (エ) 指定されている準備書類について、該当書類をシステムに登録することで書類の格納有無を管理・確認できること
- (オ) 結果通知書、保険医療機関の現況や特別の療養環境、保険外負担などの記録物を格納・管理できること

カ その他

代替案による対応、カスタマイズによる対応を提案する事項は、その旨を「施設基準管理要件」に明記すること。また、有償カスタマイズによる対応とするものは、これに係る費用を提案価格に含めること。

(2) システム導入の準備に関すること

- ア 導入作業計画書及び作業スケジュールの作成
- イ システム設計
- ウ ハードウェア、ソフトウェアの構成とシステムの整備
- エ システムに追加開発が必要な場合、仕様設計、開発、テストの実施
- オ 連携テスト、総合テストの実施
- カ データ移行時の適正人員配置
- キ 職員への運用管理教育
- ク 稼働時及び初回運用の現地支援
- ケ クライアントと環境、ネットワーク環境の整備支援
- コ 上記「ア」～「ケ」に係る付帯作業

2 契約期間

- | | |
|--------|-----------------------|
| 導入 | 契約締結日から令和8年1月31日まで |
| システム利用 | 令和8年2月1日から令和8年3月31日まで |

3 支払い

本業務で構築するシステム設定等の導入に係る費用は、システム利用の開始が可能となった後の支払とし、システム利用については、月々の利用後の支払とする。提出された請求書を確認し、適法な請求書を受理した日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

4 再委託の制限等

- (1) 本契約の全部を一括して第三者に委託し、また請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に当院に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号または名称）、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

5 その他

- (1) 本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (3) 本仕様書に記載のない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、協議の上、定めるものとする。